

株式会社商工組合中央金庫が実施する 株式会社プライムハウスホールディングスに対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、株式会社商工組合中央金庫が実施する株式会社プライムハウスホールディングスに対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2025 年 9 月 25 日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社プライムハウスホールディングスに対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が株式会社プライムハウスホールディングス（「プライムハウスホールディングス」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、プライムハウスホールディングスの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、プライムハウスホールディングスがポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

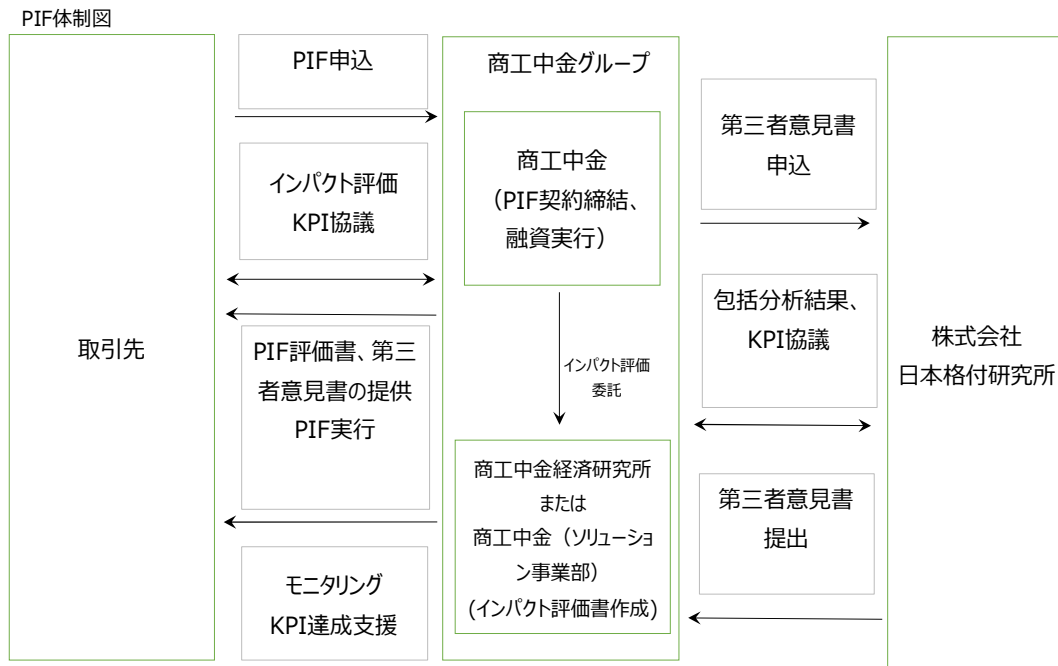
ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人であるプライムハウスホールディングスから貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。



JCR Sustainable PIF for SMEs

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置された
ポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンス
の基本的考え方」と整合的である。

（第三者意見責任者）

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当アナリスト

國府田 育伸

國府田 育伸

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報は、人為的・機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であると問わず、当該情報の正確性、結果的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づき開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2025 年 9 月 25 日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）が株式会社プライムハウスホールディングス（以下、プライムハウスホールディングス）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、プライムハウスホールディングスの活動が、自然環境・社会・社会経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価に当たっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させた上で、中堅・中小企業※に対するファイナンスに適用しています。

※中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 業界動向
 - 2.3 企業理念、経営方針等
 - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	株式会社プライムハウスホールディングス
借入金額	155,000,000 円
資金使途	運転資金
借入期間	10 年
モニタリング実施時期	毎年 4 月

2. 企業概要・事業活動

2.1 基本情報

プライムハウスホールディングスの概要

本社所在地	秋田県秋田市仁井田本町 3 丁目 12-32
設立	2019 年 11 月 27 日
資本金	30,000,000 円
従業員数	4 名（2025 年 5 月現在）
事業内容	不動産、建設業、介護事業、飲食業等のグループ会社の経営管理ならびにこれらに付帯する業務
グループ会社	株式会社プライムハウス 株式会社プライムリアルティ 株式会社プライムケアマネジメント 株式会社プライムスイーツカンパニー

事業の中核となるプライムハウスの概要

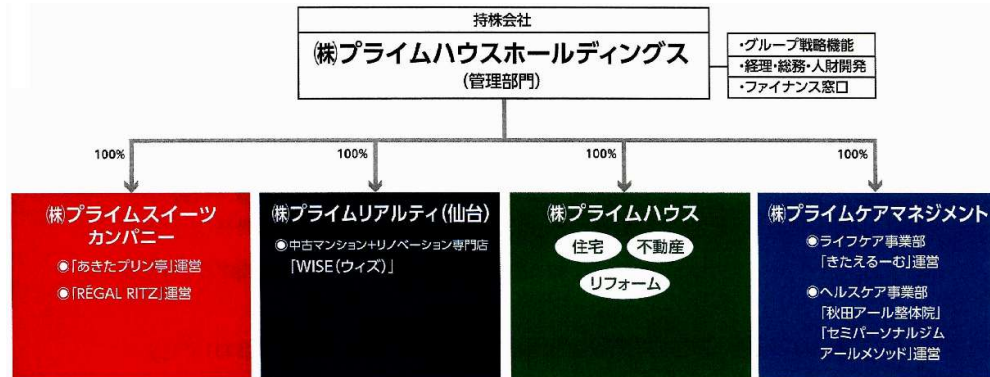
本社所在地	秋田県秋田市仁井田本町 3 丁目 12－32
創業・設立	1998 年 10 月 6 日
資本金	30,000,000 円
従業員数	63 名（2025 年 5 月現在）
事業内容	不動産の売買・賃貸及びその斡旋・仲介・管理・ならびに宅地造成 不動産コンサルティング事業 土木建築工事の設計、監視、請負 不動産リフォーム事業 建築資材の販売 建具、家具、什器、ユニットバス、キッチン、トイレ等住宅設備機器の販売
主要取引先	一般消費者

その他グループ連結対象子会社の概要

企業名（グループ全体に占める売上構成比）	事業内容
株式会社プライムリアルティ（5.7%）	店舗、Web で中古マンション、リノベーションの斡旋
株式会社プライムケアマネジメント（3.4%）	デイサービス事業、整体院の運営
株式会社プライムスイーツカンパニー（2.1%）	菓子小売事業

【業務内容】

プライムハウスホールディングスグループは下記企業で構成される企業グループであるが、本評価書においては中核企業である株式会社プライムハウス（以下、プライムハウス）を評価対象とする。



（プライムハウスホールディングスより）プライムハウスホールディングスグループ組織図

- ファイナンス対象企業である株式会社プライムハウスホールディングス（以下、プライムハウスホールディングス）はグループ戦略の計画・立案やバックオフィス業務、ファイナンス業務の窓口を担う。プライムハウスホールディングスグループは、持株会社であるプライムハウスホールディングスおよび、連結売上高の約 87%を占めるプライムハウスを中核とした連結子会社 4 社で構成されている。
- 中核企業であるプライムハウスは、秋田県の街づくりや住環境の改善を目指して設立された。事業は①住宅不動産事業、②リフォーム事業に大別され、秋田県内に店舗を展開している。2020 年度の建物着工棟数は秋田県内第 2 位、リフォーム事業売上は秋田県内第 1 位と、地域の不動産事業者として安定した地位を築いている。また、リビング通信社発行「住宅月報」の 2021 年度実績より、秋田県内の各エリアにて新築住宅着工棟数第 1 位となっている。住宅不動産事業において、販売先は個人向けが大半であり、年間 100～150 件の受注がある。不動産会社として事業を開始した経緯もあり、「他社では取り扱っていない独自の不動産情報を提供できる、地域ナンバー1 の土地提案力があること」、「秋田県の人気エリアを中心に選び抜かれた自社分譲地や分譲住宅を多数保有していること」を最大の特長としている。個人向け住宅には「自分らしく居心地のいい暮らしを実現する」を掲げており、リーズナブルな価格でありながら安全性が高く、完全自社設計・自社施工による自由度の高い住宅デザインを実現している。また、充実したアフターメンテナンスと長期保証を備えており、ライフスタイルの変化や不具合によるリフォームの相談も対応している。
- リフォーム事業においては、「プライムリフォーム」の名称で事業を行っている。プライムハウスで住宅を建設した場合だけでなく、他社で建設した場合も対応している。積雪量の多い寒冷地である秋田県域では水回りの設備も寒冷地に対応している必要があるため、設備の経年劣化や住人のライフスタイルの変化に伴うリフォーム需要が高い。プライムハウスではこうしたニーズの高まりを受け、水回りだけでなく屋根や壁、窓など、住宅に関するあらゆるリフォーム需要に対応すべく、近年はアフターサービスを充実させたリフォーム事業の拡充にも取り組んでいる。

【事業拠点】プライムハウスホールディングス本社以下はいずれもプライムハウスの事業拠点

拠点名	住所	特徴
株式会社プライムハウスホールディングス 本社	秋田県秋田市仁井田本町 3-12-32	事務所
株式会社プライムハウス 本社	〃	事務所兼営業所
おうちの情報館	〃	ショールーム
県南ハウジングブラザ	秋田県大仙市福田町 18-22-6	〃
由利ハウジングブラザ	秋田県由利本荘市一番堰 169-1	〃
AKT ハウジングセンター	秋田県秋田市保戸野千代田町 1-42	〃
プライムリフォーム秋田川尻店	秋田県秋田市川尻市字大川反 109-1	〃
プライムリフォーム秋田広面店	秋田県秋田市広面字堤敷 68-1	〃
FLEEK BUILD	秋田県秋田市土崎港南 2-4-30	規格住宅の提案 (低価格帯住宅)



（プライムハウスホールディングスより）
プライムハウスホールディングスグループの事業拠点

【沿革】

1998 年 10 月	秋田市内を中心に不動産の売買・賃貸及びその斡旋・仲介・管理サービスを開始 株式会社プライムハウス創業
2011 年 7 月	秋田市仁井田にプライムハウスハウジングスタジオを開設
2011 年 9 月	秋田県知事（般-23）第 80975 号 建設業登録
2015 年 2 月	秋田市仁井田に本社を新築移転 秋田県最大級の住宅情報館で総床面積 1,184 ㎡の「お家の情報館」建設
2016 年 7 月	資本金 3,000 万円に増資
2016 年 10 月	プライムリフォーム 秋田ショールーム開設
2019 年 3 月	リフォーム事業のプライムリフォームにて広面ショールーム開設
2019 年 4 月	秋田県南最大級の総合住宅展示場 県南ハウジングプラザを開設
2019 年 11 月	株式会社プライムハウスホールディングス設立
2020 年 7 月	秋田県の由利本荘・にかほエリア最大級の総合住宅展示場「由利ハウジングプラザ」を開設
2021 年 4 月	秋田市土崎に「FLEEK BUILD」を店舗開設
2021 年 4 月	仙台市内に「分譲住宅事業」の店舗開設
2022 年 3 月	秋田市 AKT ハウジングセンター内に展示場を出展

【許認可、従業員の保有資格等】

許認可等
株式会社プライムハウス ・宅地建物取引業者許証番号：秋田県知事(6)第 1725 号 ・建設業 秋田県知事許可：秋田県知事許可(般-3)第 80975 号 ・一級建築事務所：秋田県知事登録(19)第 10A-0935 号
従業員の主な保有資格
宅地建物取引士 12 名、1 級建築士 1 名、2 級建築士 5 名、1 級施工管理技士 2 名、2 級施工管理技士 5 名、インテリアコーディネーター 3 名

2.2 業界動向

■ 東北地方の建設業の動向

- 2021年度の東北地域の建設業の域内総生産額は、2兆5,782億円となった。また、東北地域の全産業域内総生産額（名目）に占める建設業の割合は7.5%となっており、建設業総生産額及び全産業に占める建設業の割合ともに前年度から減少している。
- 2023年度の東北地域の建設投資額（出来高ベース）は、東日本大震災の復旧・復興事業の進捗に伴い、4兆8,456億円（前年度比0.5%増）となっている。また、民間・公共別にみると、民間は2兆4,061億円（同4.6%減）、公共は2兆4,395億円（同6.2%増）となっている。



（注1）全国の建設業シェアについては、2020年度国民経済計算の経済活動別国内総生産（暦年）に基づき算出。

（注2）2010年度以前は2011年基準係数、2011年度以降は2015年基準係数。

〔資料：県民経済計算〕

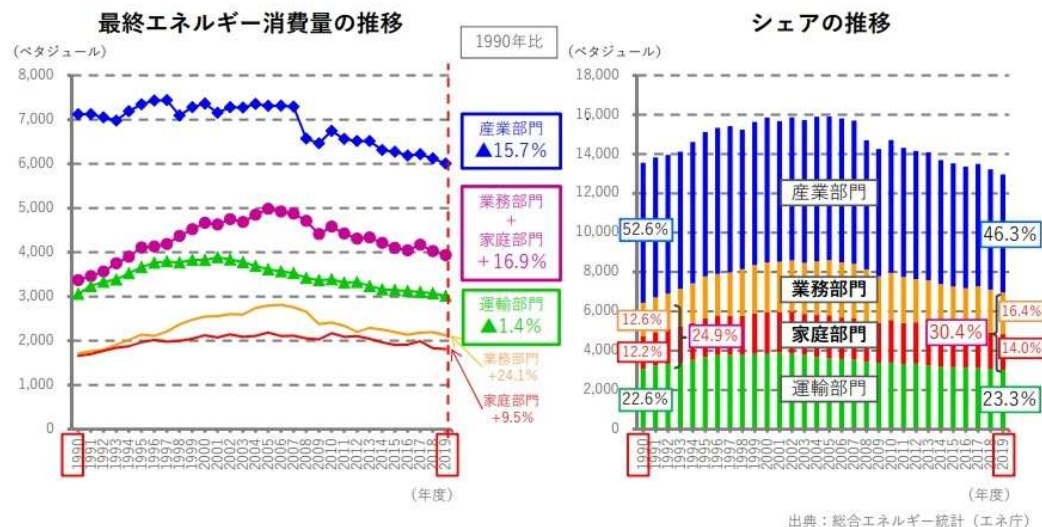


〔資料：国土交通省 建設総合統計年度報〕

（出所）経済産業省東北経済産業局「2024年度版 東北経済のポイント」

■ 住宅・建築物の省エネルギー対策の動向

- 2023 年に国土交通省が発表した「住宅・建築物の省エネルギー対策に係る最近の動向について」より、1990 年度から 2019 年度にかけて部門別のエネルギー消費量は産業部門・運輸部門が減少・微増する中、業務部門・家庭部門のエネルギー消費量は大きく増加しており、2019 年度時点では全エネルギー消費量の約 3 割を占めている。そのため、建築物における省エネルギー対策の抜本的強化が必要とされている。
- 上記を受け、改正建築物省エネ法に基づいて 2025 年 4 月以降はすべての新築住宅に省エネ適合義務が課せられ、今後も段階的な省エネ住宅基準の引き上げが計画されている。



（出所）国土交通省「住宅・建築物の省エネルギー対策に係る最近の動向について（部門別のエネルギー消費の推移）」

2.3 企業理念、経営方針等

プライムハウスホールディングスは以下の企業理念等に基づき、新しい価値の創造に取り組んでいる。

企業理念（ミッション）
プライムハウスホールディングスは様々な事業を通じて、すべてのステークホルダーの皆様に“豊かな暮らし”をご提供して参ります。 グループ企業が好感と信頼を寄せられ、地域社会と共に成長を続けるために、全スタッフの力を結集して高品質の商品・サービスがもたらす“幸せの価値”を創造します。
ミッションステートメント（プライムハウスの存在意義・使命）
プライムハウスは不動産事業を通じて私たちと関わりのあるすべての方々の幸せを創造していきます。
ビジョン（ミッション実現のために目指すべき到達点）
私たちプライムハウスでは秋田という市場において不動産並びに住環境へのニーズに対して最も信頼され、支持される企業を目指します。
ポリシー（プライムハウスの行動指針）
1.常にお客様の視点で物事を見つめ、考え、対応し、満足いただける商品やサービスの提供を第一とします。 2.品質、生産性、効率の向上に努め、職場の仲間同士が共に成長していくためにチームワークを大切に、心を一つにして仕事に取り組みます。 3.適正かつ健全な収益をあげることで、経営の安定を図りお客様へのサービスの向上につなげます。長期的な視点で、会社が発展し続ける「力」を付けます。 4.適正かつ健全な収益は、常識的にかつ公正に社員へ還元します。社員とその家族の豊かな未来は、社員みんなで創造していきます。 5.そのために私たちは、日々勉強や研究を怠らず仕事に対して熱意と責任を持ち続けます。 6.以上のことを実践するためには、楽しく仕事をし、会社を好きでなければなりません。それは、仕事に対して各人がそれぞれ目標を掲げ、やりがいを持って働くことです。 7.ぶれずに、常にまっすぐ進みます。正しい判断基準を持ち、いかなる困難や難問に対しても常識で対応することは、必ず自分たちのためになります。

上記に加え、「プライムハウス工事現場における行動指針」を定めており、関係者で開催される現場改善委員会にて随時内容を更新している。

2.4 事業活動

プライムハウスは以下のような自然環境・社会・社会経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

【自然環境面】

■ 事業拠点における CO2 排出量削減の取組み

- 店舗やショールームなど各事業拠点の照明はほぼ LED 導入済である。

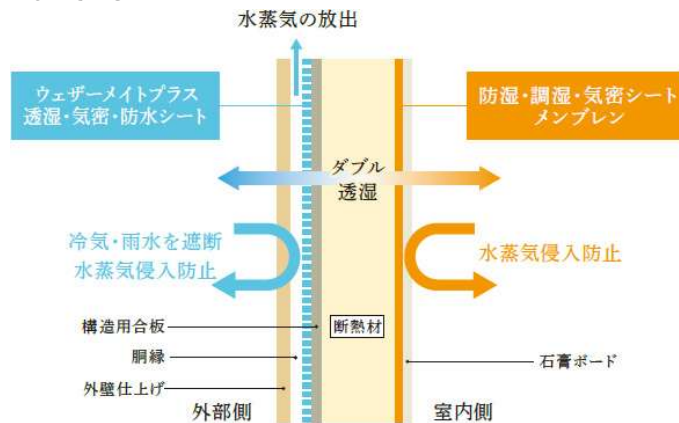
■ 廃棄物の適切な処理の取組み

- 施工時に出る廃材については施工業者だけでなく、プライムハウスの協力会社である産業廃棄物処理事業者でも適切な処理が行われている。また廃材自体を減少させるため、適正な数量を発注するよう社内で共通認識を持っている。
- 社内におけるペーパーレス化の取組みについては社内マニュアルやルール作りから着手し、将来的には契約書や設計図などを電子保管できるよう検討していく方針である。

【自然環境面・社会面】

■ 環境に配慮した安全で快適な住宅の提供の取組み

- プライムハウスで提供されている住宅は LED を標準装備としており、CO2 排出量削減にも取り組んでいる。また、秋田県の気候に適した住宅設計に取り組んでおり、安全かつ快適な住環境の提供を行っている。高い断熱性を持つ「樹脂窓」の採用、24 時間計画換気システムの標準装備、断熱と遮熱を両立させた「高純度アルミ遮熱材（eFOIL）」を取り入れている。また、プライムハウス独自の取組みである「ハイブリッドダブル透湿ダブル気密システム」では、住宅材に「ウェザーメイトプラス」、「メンブレン」と呼ばれる仕様の素材を使用し、断熱材の劣化を抑制することで、快適な住宅を長持ちさせる工夫をしている。「ハイブリッドダブル透湿ダブル気密システム」の導入住宅は ZEH 基準のうち省エネ率 20%削減を満たすものであり、プライムハウスが手掛ける住宅に一部適用されている。また、eFOIL とハイブリッドダブル透湿ダブル気密の両方を搭載している住宅は、販売戸数の約 20% となっている。

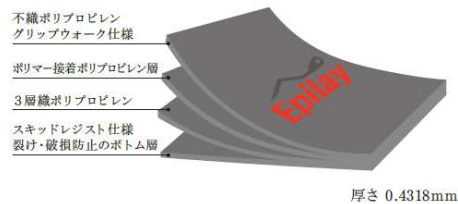


(プライムハウス HP より)
ハイブリッドダブル透湿ダブル気密システム
「夏は涼しく、冬は暖かい」暮らしを実現するため、冷暖房の省エネルギー化が図られる。

- 外壁の気密・透湿性・防水シートと並び、屋根防水紙も建物の耐久性維持に重要な部材であることから、プライムハウスでは次世代屋根防水シート「プロテクトタイト・プラチナ」と呼ばれる部材を使用している。屋根防水紙は、夏季は昼夜の温度差による繊維の劣化、冬季は雨水や雪による凍結と融解による劣化が課題となっていた。「プロテクトタイト・プラチナ」は特殊ファイバー素地の採用によりこうした問題をクリアしており、100%リサイクル可能素材であることから環境負荷も抑えられている。

EPILAY PROTECTITE PLATINUM

4層構造屋根防水シート



(プライムハウス HP より)「プロテクトタイプ・プラチナ」と施工の様子

- 湿気を通し壁内の結露を防ぐ構造を持つ部材「タイガーEX ハイパー」を採用している。これは防蟻性能と環境負荷低減を両立したシロアリ対策工法のほか、燃えにくい素材であることから構造板にも使用している。
- 耐震構造に優れた工法、構造にて住宅施工を行っている。安定性に優れたベタ基礎法、耐力面材「タイガーEX ハイパー」の使用、軸組みと金具のハイブリッド工法による高い強度を実現するなど、さまざまな手法により安全な住宅設計・施工を行っている。
- このように、プライムハウスが手掛ける施工物件においては、環境に配慮した仕様になっており、また人の健康に影響を与える建築資材は使用されていない。上記の機能を持った住宅に対し、アフターサポートも充実させている。プライムハウスでは完成後 1 ヶ月、6 ヶ月、1 年、3 年、10 年の定期点検に加え、新築住宅を購入したすべての顧客を対象に「生涯サポート」を標準サービスとして提供している。「生涯サポート」では毎年 1 回の訪問・ヒアリングを行っており、完成後 10 年の最終定期点検後にも対応している。JIO（日本住宅検査機構）「我が家の保険」による入念なチェックにより、住宅の品質が保証されており、工事中にも第三者機関による現場検査を実施している。顧客の引っ越し後 20 年間は保証があるため、万が一住宅に瑕疵があっても補修費用は保険によるサポートを受けることができ、住宅事業者による無料補修が可能である。このほか、オーダーメイド型の新築住宅については住宅ワランティ（保証期間 10 年間であれば無制限で修理関係費用を保証）、防蟻保証 15 年（シロアリ対策の薬剤噴霧処理）も用意され、顧客が安心して快適に住み続けられる取り組みを行っている。

【社会面】

■ 安全・安心な労働環境整備の取組み

- 従業員の健康促進の一環として有給休暇の取得を推進している。2024 年 12 月期で年間休日数 120 日であり、平均有給休暇取得日数は 6.2 日、平均有給休暇取得率は 41.0%と、2023 年 12 月期の実績（平均有給取得日数 6.5 日、平均有給休暇取得率 43.6%）と概ね同水準である。また、従業員の健康診断受診率 100%を維持している。
- 時間外労働時間の削減にも取り組んでおり、月平均残業時間は 2024 年 12 月期で 23.4 時間、2023 年 12 月期で 24.4 時間であり、就業規定に定めるみなし残業時間 30 時間以内に収めている。従業員ごとの労働時間の把握により残業時間の法規定内遵守を維持している。
- 施工現場の安全衛生管理のため、協力業者や工務店に対して、高所作業時のハーネス使用にかかる講習会の開催、転落防止ネットやロープの配布、熱中症予防対策ポスターの掲示など様々な取組みを行っている。2020 年 12 月期から 2024 年 12 月期にかけて、労働災害事故の発生件数は 2 件、そのうち重大な労働災害事故は 1 件であり、今後は発生件数ゼロを維持すべく、より徹底した安全対策に取り組んでいく。また、毎年 5 月に施工業者を集めた安全大会を実施しており、建設にかかる法改正や作業時の意見交換、ヒヤリハット事例の共有など、安全対策にかかる知見の共有に取り組んでいる。安全大会にはプライムハウスの工務担当部門も参加し、内容を社内に還元する取組みを行っている。



（プライムハウスより）
安全大会の様子

■ 社内教育の取組み

- 人材育成のため研修を多く実施しており、内定者研修やフレッシューズ（新卒）研修などの階層別研修のほか、2024 年度より新たに管理職研修を導入するなど積極的に取り組んでいる。また、社内の月刊誌『致知』を教材に、個人の人間力向上や組織の活性化を目的とした勉強会「木鶏会」を毎月実施しており、役員・従業員全員が参加している。また、業務における身近な課題解決を目的とした委員会活動を週 1 回実施し、半期ごとに全社で取組実績と振り返り、翌半期への目標を発表する場を設けている。
- 社外から講師を招いて行う勉強会も定期的に行っている。住宅建築における建材メーカーや図面ソフトメーカーのほか、保険会社による住宅ローンの勉強会など部署単位での勉強会も積極的に実施し、従業員の知識向上に取り組んでいる。

- 資格取得を積極的に推奨しており、従業員のスキルアップのモチベーションを向上させるため、主要な資格については手当を支給している。また、取得推奨資格のうち宅地建物取引士および 2 級建築士については上記手当に加え報奨金も支給している。宅地建物取引士の資格は業務に直結するため特に取得が推奨されており、定期的に外部講師による社内講習も行っている。

■ 地域雇用推進の取組み

- プライムハウス HP やリクルートサイトのほか、地域金融機関や大学が主催する説明会などを活用して新卒・中途採用を積極的に行っており、今後も雇用拡大を計画している。秋田県だけでなく、青森県、山形県、宮城県の大学へ採用担当者が訪問し、個別説明会も行っていることから秋田県外の従業員も多く在籍している。

■ 働きやすい職場環境の整備の取組み

- 雇用保険や厚生年金等の基本的な社会保険ほか、通勤手当や生産手当（固定残業代）、所定時間外手当、家族手当、住宅手当、役職手当など各種手当を備えている。また、産休・育休制度も整備されており、対象者が取得できる体制となっている。こうした福利厚生はグループ会社を含めて全従業員平等に提供されている。
- 賃金については産業別「不動産業」の平均賃金 371.6 千円（令和 6 年賃金構造基本統計調査）を上回る水準を維持しており、今後も物価上昇等の影響を勘案し柔軟なベースアップを検討する方針である。

【社会経済面】

■ 地域経済発展の取組み

- 住宅の設計・施工はプライムハウスが行うが、建設は協力先の施工業者が行っている。提携している施工業者は地域の工務店や大手ハウスメーカーの秋田支部など多岐に渡るが、多くは地域の中小企業である。創業よりプライムハウスの提供している住宅の建設を請け負っている事業者もあり、同業者のネットワークを通じた新たな施工業者を当社へ紹介しているケースもある。これにより、プライムハウスの事業継続・規模拡大が地域経済の発展に繋がっている。

【その他】

■ 社会貢献活動の取組み

- 事業拠点や住宅展示場を活用し、地域の朝市を年 6 回開催している。朝市では地域の農産物や小物など販売を行うほか、キッチンカーの出店も行っている。2024 年は年間来場者数 3,451 名であった。仁井田市で開催している朝市は「地域と共に」をテーマに掲げ、地域住民との関わりを深め、活気のある地域づくりを目指している。朝市の開催により当社の知名度向上が図られており、開催以降は住宅の購入だけでなく、中古物件の買取を目的とした相談件数も増加している。

- 2025 年 4 月より、一般社団法人秋田県サッカー協会の主催する「第 2 回 U-12 トップリーグ inAKITA」、「2025 年度 U-12 サッカーリーグ in 秋田県」においてスポンサー契約を締結するなど、秋田県の子どもたちのスポーツ振興を支援している。



(プライムハウスより) 左：仁井田市での朝市の様子、右：スポンサー出資しているサッカーリーグの幕

3.包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

社会（個人のニーズ）		
紛 争	現代奴隷	児童労働
データプライバシー	自然災害	健康および安全性
水	食 料	エネルギー
住 居	健康と衛生	教 育
移動手段	情 報	コネクティビティ
文化と伝統	ファイナンス	雇 用
賃 金	社会的保護	ジェンダー平等
民族・人種平等	年齢差別	その他の社会的弱者
社会経済（人間の集団的ニーズ）		
法の支配	市民的自由	セクターの多様性
零細・中小企業の繁栄	インフラ	経済収束
自然環境（プラネタリーバウンダリー）		
気候の安定性	水 域	大 気
土 壌	生物種	生息地
資源強度	廃棄物	

（黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方 のインパクトを表示）

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	①4100_建物の建設 ②4330_専門的な建設活動 ③7010_本社の活動
ポジティブ・インパクト	エネルギー、住居、雇用、賃金、零細・中小企業の繁栄、インフラ
ネガティブ・インパクト	現代奴隷、自然災害、健康および安全性、エネルギー、文化と伝統、賃金、社会的保護、ジェンダー平等、民族・人種平等、年齢差別、その他の社会的弱者、気候の安定性、水域、大気、土壌、生物種、生息地、資源強度、廃棄物

【当社の事業活動などを踏まえて特定したインパクト】

■ ポジティブ・インパクト

インパクト	取組内容
エネルギー、住居、気候の安定性、資源強度、廃棄物	➤ 環境に配慮した安全で快適な住宅の提供の取組み
教育、賃金	➤ 社内教育の取組み ➤ 働きやすい職場環境の整備の取組み（手当）
雇用	➤ 地域雇用推進の取組み
零細・中小企業の繁栄	➤ 地域経済発展の取組み

■ ネガティブ・インパクト（緩和の取組み）

インパクト	取組内容
気候の安定性	➤ 事業拠点における CO2 排出量削減の取組み
健康および安全性	➤ 安全・安心な労働環境整備の取組み
社会的保護	➤ 働きやすい職場環境の整備の取組み
資源強度、廃棄物	➤ 廃棄物の適切な処理の取組み

■ UNEP FI 分析ツールで発出されたものの、インパクト特定しないもの

＜ネガティブ＞

インパクト	特定しない理由
現代奴隷	➤ 現場作業員をはじめ、従業員の労働管理を徹底しており、強制労働は発生していないため。
自然災害	➤ 持続不可能な土地の選定・開発は行っていないため。
エネルギー	➤ エネルギー効率の高い住宅を提供しており、エネルギー効率の欠如に伴うコスト上昇のリスクはないため。
文化と伝統	➤ 文化遺産の保存を損なう住宅建設は行っていないため。
賃金	➤ 業界平均水準以上の賃金を支給しているため。
ジェンダー平等	➤ 女性活躍推進に資する取り組みは行っていないため。
民族・人種平等	➤ 外国人労働者は雇用しておらず、現時点で雇用する予定もないため。
年齢差別	➤ 高齢者雇用を実施しており、年齢を理由とした採用は実施していないため。
その他の社会的弱者	➤ 秋田県域の人口減少に伴う雇用対象者の減少に加え、業種柄営業車の運転や建設地の現地視察、不動産知識等を必要とすることから、障がい者の雇用が難しいため。

インフラ	➤ 建設物は住宅でありインフラ関連の建物は含まれないため。
水域	➤ 建設作業において水域の枯渇や汚染を引き起こす工程は含まれないため。
大気	➤ 建設作業および建設にする各種燃料について、大気汚染の原因となるものは含まれないため。
土壌、生物種、生息地	➤ 住宅建設時には自然環境および生態系を悪化させない住宅地を選定しているため。

4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

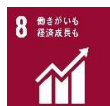
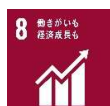
プライムハウスは商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下、KPI という）を設定した。設定した KPI のうち、目標年度までに達成したものについては、再度の目標設定等を検討する。

【ポジティブ・インパクト】

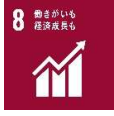
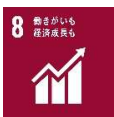
特定したインパクト	エネルギー、住居、零細・中小企業の繁栄、気候の安定性、資源強度、廃棄物		
取組内容（インパクト内容）	環境に配慮した安全で快適な住宅の提供の取組み 地域経済発展の取組み		
KPI	● 2030 年 12 月期までにプライムハウスの定める高気密住宅（壁の内部や構造材を含めて建物の隙間を徹底的に削減することで外部からの空気の入りを最小限に抑えた住宅）の供給数を年間 200 棟以上に増やす。 (2024 年 12 月期：148 棟)		
KPI 達成に向けた取組み	➢ 秋田県の気候に適した「夏は涼しく冬は暖かい」住宅の供給に向けて、顧客への営業活動の推進を行う。 ➢ 高気密住宅数の供給件数を増やすため、委託先である地域の工務店や建設事業者との連携を強化する。		
貢献する SDGs ターゲット	7.3	2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	
	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	

特定したインパクト	教育、賃金		
取組内容（インパクト内容）	社内教育の取組み 働きやすい職場環境の整備の取組み（賃金）		
KPI	● 2030 年 12 月までに宅地建物取引士の資格取得者を 25 人以上に増やす。 (2025 年 6 月時点：17 人)		
KPI 達成に向けた取組み	➢ 資格手当および報奨金の対象となる宅地建物取引士の資格取得を推奨し、従業員のスキルアップと業務知識への活用に取り組む。		

貢献する SDGs ターゲット	4.4	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	
-----------------	-----	--	---

特定したインパクト	雇用		
取組内容（インパクト内容）	地域雇用推進の取組み		
KPI	2030 年 12 月期までに中核企業であるプライムハウスの従業員数を 100 人まで増やす。 (2025 年 6 月時点 : 67 人)		
KPI 達成に向けた取り組み	➤ HP やリクルートサイト、地元大学や高校向け説明会を行うなどにより新卒・キャリア採用活動を積極的に実施し、東北地域の雇用拡大を図る。		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.6	2020 年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。	

【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	健康および安全性		
取組内容（インパクト内容）	安全・安心な労働環境整備の取組み		
KPI	● 2030 年 12 月期までにプライムハウスの従業員の平均有給休暇取得率を 70%以上に引き上げる。 (2024 年 12 月期 : 41.0%) ● 2025 年 12 月期以降、プライムハウスおよびプライムハウスが管理監督を行う現場での重大な労働災害事故の発生件数 0 件を維持する。 (2024 年 12 月期まで過去 5 年間 : 1 件)		
KPI 達成に向けた取組み	➢ 各従業員の有給休暇取得状況を定期的に確認し、業務の平準化を図りながら取得推進に取り組む。 ➢ 主に住宅施工現場における安全意識の向上と事故予防対策に取り組む。		
貢献する SDGs ターゲット	3.4	2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	
	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

■ネガティブ・インパクト（緩和の取組み）として特定しているものの、KPI を設定しないもの

インパクト	設定しない理由
資源強度、廃棄物	住宅建設にかかる廃棄物は最小限に抑え、廃棄物処理は適切に処理を行っているため。

5. サステナビリティ管理体制

プライムハウスホールディングスでは、本ファイナンスに取り組むにあたり、佐藤社長を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトリーダー、SDGs における貢献などとの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、佐藤社長を最高責任者、前野部長をプロジェクト・リーダーとし、KPI 毎に選任されたリーダーを中心として、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者)	代表取締役	佐藤 宏
(プロジェクト・リーダー)	総務部部長	前野 勉
(事務局兼 KPI 推進リーダー)	総務部経営管理室長	瀬川 典彦

6. モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、プライムハウスホールディングスと商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、プライムハウスホールディングスと協議して再設定を検討する。

7. 総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。プライムハウスホールディングスは、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

コンサルタント 中根玖美

〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190